

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）

令和5年6月
法務省民事局

令和5年6月6日成立 同月14日公布

民事訴訟のデジタル化

令和4年5月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（民訴法等改正法）により、**民事訴訟の手続が、全面的にデジタル化**



- ① インターネットを利用した申立て等の実現
- ② 期日におけるウェブ会議等の活用
- ③ 判決等の事件記録の電子化

※民訴法等改正法の内容についてはこちらの法務省HPをご覧ください



民事関係手続の主なもの

- ・民事訴訟 最終的に判決により解決をする手続
- ・民事執行 財産を差し押さえて換価したり、財産等の引渡しを行う手続
- ・倒産手続 債務者の財産等を清算する破産手続など
- ・家事事件 家事審判事件（ex. 相続放棄の申述事件）、家事調停事件
- ・その他、非訟事件（ex. 株式の価格決定事件）など

上記の民訴法等改正法により
全面デジタル化

今回の改正法により
デジタル化



今回の改正法

民事訴訟以外の民事裁判手続も、デジタル化

① インターネットを利用した申立て等

- 申立書等のインターネットを利用した提出が一律に可能
- 裁判所からの送達をインターネットを利用して実施することも可能
- ※ 弁護士等の代理人はインターネットを利用した提出・受取りを義務化
- ※ 破産手続等の破産管財人等も同様に義務化

② 期日におけるウェブ会議等の活用

- ウェブ会議等を利用して実施することができる期日の拡充
(ex. 民事執行手続の財産開示期日)
- 電話会議等を利用して実施することができる期日の要件緩和
(ex. 遠隔地要件の削除)

③ 事件記録の電子化

- 事件記録を原則として電子データ化
- ※ 家事事件の一部で提出された紙媒体のまま保管を許容
- 当事者等はインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧等が可能
- ※ 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、自宅から自己の端末で閲覧可能とすること等を想定

④ 判決の電子化対応（正本等の提出省略）

- ◇ 民事執行の手続では、例えば、強制執行の申立ての際に判決書等の正本等の提出が必要
- 裁判所が電子データで作成した電子判決書等については、事件を特定する情報を提供することで正本等の提出を省略可

○ このほか、民事執行手続で判決等と同様に債務名義となり得る公正証書（遺言を含む。）についても、デジタル化を行う

※現在：書面で作成、対面手続のみ → 改正後：電子データで作成、オンライン手続・ウェブ会議利用可

施行日

- 改正法の全面施行 公布後5年以内
- 公正証書に係る一連の手続のデジタル化 公布後2年6月以内
- ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み等 民訴法等改正法の施行日（令和4年5月25日から4年以内）

インターネットを利用した申立て等

民事訴訟のデジタル化

- インターネットを利用して裁判所に訴えの提起や攻撃防御方法の提出が可能
- 納付は、原則として電子納付（Pay-easy）

民事訴訟以外の手続（改正前）

- ▶ 申立書等の提出は、裁判所に持参・郵送する方法によるのが一般的
- ▶ 手数料等の納付は、印紙を貼り、郵便切手を納める方法による

各手続において

- **インターネットを利用して裁判所に申立てや資料の提出**をすることができるようにする
- 納付は、原則として、**Pay-easyによる電子納付**によることとする
- ※ Pay-easy …税金等の支払を金融機関のインターネットバンキングやATMを用いて支払えるようにするサービス

インターネットを利用した送達

民事訴訟のデジタル化

- インターネットを利用した送達が可能

民事訴訟以外の手続（改正前）

- ▶ 裁判所から当事者に対する決定書等の送達の方法は、書面の郵送等による

- 送達対象データを裁判所のサーバに記録し、送達を受ける者が**閲覧・ダウンロード**をすることが可能な状態にした上で、送達を受ける者が**届け出た連絡先（メールアドレス等）に通知**する方法により送達を可能とする

- ※ ①閲覧、②ダウンロード、③通知の発信から1週間経過、のいずれか早い時期に送達の効力発生
- ※ 送達を受ける者がこの方法によることを希望する届出をした場合に限る（委任を受けた代理人等は、後記のとおり）
- 届出がないケースは、書面の送達による

委任を受けた代理人等の申立て・送達

民事訴訟のデジタル化

- 弁護士等の委任を受けた訴訟代理人は、インターネットを利用する方法を義務付け

- ▶ 申立て等や送達についてインターネットを利用する方法による方が手続の迅速化や合理化が図られる
- ▶ 委任を受けた代理人（ex. 弁護士）はインターネットを利用する方法によることを求めるのが相当

- 委任を受けた代理人は、**申立て等**をする際には、**インターネットを利用する方法**によらなければならない（※ その責めに帰することができない事由によりインターネットを利用する方法をすることができないときは書面提出の方法によることも可）
- 委任を受けた代理人は、**インターネットを利用する方法による送達の届出**をしなければならない

倒産手続

- ※ 例えば、破産手続では、**破産管財人等**が選任を受けた破産手続において**申立て等**（ex. 不動産等の任意売却の許可の申立て）をする際には、**インターネットを利用する方法**によらなければならない、**インターネットを利用する方法による送達の届出**をしなければならない

ウェブ会議等を利用した期日への参加

民事訴訟のデジタル化

- 当事者の一方又は双方がウェブ会議を利用して口頭弁論の期日に参加することが可能

民事訴訟以外の手続（改正前）

- ▶ 民事執行、倒産手続等では、ウェブ会議等を利用した期日への参加を認める規定がないものがある

- 民事訴訟にある期日（口頭弁論の期日、審尋の期日）については、民事訴訟と同様に**ウェブ会議等**を利用して**期日に参加**することができるようにする
 - ・ 口頭弁論の期日：ウェブ会議
 - ・ 審尋の期日：電話会議等（参考人審尋：ウェブ会議（当事者双方に異議がないときは電話会議等））
- 民事訴訟にはない期日（ex.債権調査期日、債権者集会の期日、財産開示期日）についても、**ウェブ会議等**を利用して**期日に参加**することができるようにする
 - ・ 債権調査期日、債権者集会の期日、財産開示期日（債務者の陳述）：ウェブ会議
 - ・ 財産開示期日（申立人の陳述）：電話会議等

※ウェブ会議…映像と併せた音声の通話による方法（音声のみの通話による方法は含まない）

※電話会議等…音声のみの通話による方法のほか、映像と併せた音声の通話による方法も可能

電話会議等を利用する要件の見直し等

民事訴訟のデジタル化

- 遠隔地要件を削除するなどの要件の見直し

民事訴訟以外の手続（改正前）

- ▶ 現行法の中にも、当事者は電話会議等を利用して期日に参加することができるものがあるが、その要件として、遠隔地に居住していることといった遠隔地要件があるものがある

- 遠隔地要件を削除するなどして、当事者等が**遠隔地に居住していない**ケースでも、**電話会議等を利用**することができることを明確にしている（ex.家事調停の手続の期日）

民事執行の手続で期日に出頭せずに意見等を述べる手続の創設

- ▶ 売却不許可事由や配当表の記載に意見等を述べるために期日（売却決定期日、配当期日）に出頭する必要

- ・ 売却不許可事由や電子配当表の記録について意見を述べたり、異議を申し出たりするために期日に出頭することなく、一定の期間内に、書面やインターネットを利用してすることができるようにする。

事件記録の電子データ化・閲覧

民事訴訟のデジタル化

- 訴訟記録は、原則として、電子データで保管・当事者から書面等が提出された場合には、基本的に裁判所書記官において電子データ化
- 訴訟記録の閲覧は電子データにアクセスして行う
- ※ 細目は、最高裁判所規則で定めることを予定。当事者及び利害関係を疎明した第三者は、自宅から、自己の端末を利用してすること等を想定

民事訴訟以外の手続（改正前）

- ▶ 申立書、書面などが提出されると、そのままの状態に保管している
- ▶ 裁判書などの原本も書面で作成し、紙媒体で保管している
- ▶ 事件記録の閲覧は、裁判所に紙媒体で保管されているものを閲覧する方法による

- 事件記録は、原則として、**電子データで保管**する
 - インターネットを利用して裁判所に申立書等の提出がされれば、そのまま、電子データで保管
 - 書面で提出されたものは裁判所が電子データ化
 - ※ 電子データ化が困難なケースや、当事者の閲覧等に制限があるケースなどでは、電子データではなく、紙媒体で保管することも許容。相続放棄の事件など特定の事件では戸籍謄本等の書面は紙媒体で保管することも許容
 - 裁判所は裁判書、調書、家庭裁判所調査官の報告書を電子データで作成し、そのまま電子データで管理
- 事件記録の**閲覧は、電子データにアクセス**して行う
 - ※ 細目は、最高裁判所規則で定めることを予定。当事者及び利害関係を疎明した第三者は、自宅から、自己の端末を利用してすることができることとする等ことを想定

債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み等

債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み

民事訴訟以外の手続（改正前）

- ▶ 民事執行の手続では、例えば、強制執行の申立てをする際に債務名義の正本等（記録事項証明書）を提出する必要がある

- 判決等が裁判所の電子データで作成されている場合に、債権者が、記録事項証明書の提出に代えて、債務名義に係る**事件を特定するために必要な情報を提供**したときは、記録事項証明書の**提出を省略**することを可能とする仕組みを設ける

※公正証書とは・・・法律行為その他の私権に関する事実について公証人が作成する証書（例：金銭貸借、売買、賃貸借、遺言等）
金銭支払に関する一定の公正証書は、民事執行手続で判決等と同様に債務名義となる

規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）

- 公正証書の作成に係る一連の手続について、デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う【令和5年通常国会法案提出】

公正証書は、書面・対面手続のみ

- ▶ 公正証書の作成の嘱託（申請）は、印鑑証明書等の書面を提出することが必要
- ▶ 公正証書の作成には、公証役場等における公証人の面前での対面手続（陳述、内容確認等）が必要
- ▶ 公正証書は書面で作成・保存される
- ▶ 公正証書に関する証明書（正本・謄抄本）も書面で作成・交付される



公正証書に係る一連の手続について、以下のとおりデジタル化を図る

- 公正証書の作成の**嘱託（申請）**を、**インターネット**を利用して、**電子署名**を付して行うことを可能にする
- 公証人の面前での手続について、嘱託人が希望し、かつ、公証人が相当と認めるときは、**ウェブ会議**を利用して行うことを選択できるようにする
- **公正証書の原本**は、原則として、**電子データ**で作成・保存することとする
- 公正証書に関する証明書（**正本・謄抄本**）を**電子データ**で作成・提供することを嘱託人が選択できるようにする（書面による証明書の交付も維持）

※ 遺言公正証書等も対象とし、保証意思宣明公正証書を除く。

※ 電子納付に対応済み。

その他の整備

登記事項証明書の提出の省略を可能とする規定の整備

（改正前）

- ▶ 民事執行法は、不動産担保権の実行は、「**担保権の登記に関する登記事項証明書の提出がされたとき**」に開始すると規定し、提出が要件

規定の整備の内容

- 「**担保権の登記がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立てがされたとき**」に開始すると規定し、証明書の提出を要件としない

施行期日

- 改正法の全面施行 公布後5年以内
- 公正証書に係る一連の手続のデジタル化 ... 公布後2年6月以内
- ウェブ会議等を利用した期日への参加、債務名義の正本等の提出の省略を可能とする仕組み等 ... 民訴法等改正法の施行日（令和4年5月25日から4年以内）

※ 改正法の公布の日 令和5年6月14日